

ニューヨーク証券取引所におけるコーポレート・ガバナンス基準に関して

ニューヨーク証券取引所に上場する会社は、同証券取引所の上場会社マニュアルのセクション303Aに定めるコーポレート・ガバナンスについての基準に従う必要があります。ただし、当社のように外国企業で同証券取引所に上場している場合については、セクション303Aの規定にかかわらず、自国の慣行に従うことが認められています。

下記の表は、同証券取引所上場会社マニュアルセクション303Aの定めにより、米国上場企業が従うコーポレート・ガバナンスの慣行と、当社が従うコーポレート・ガバナンスの慣行の主な違いを記述したものです。

ニューヨーク証券取引所に上場する米国企業が従うコーポレート・ガバナンスの慣行	当社が従うコーポレート・ガバナンスの慣行
同証券取引所上場会社マニュアルセクション303Aにより、同証券取引所上場の米国企業は、取締役会メンバーの過半を、同セクションの定める独立性要件を満たす独立取締役としなければなりません。	<p>当社を含む日本の大会社で監査役会制度をベースにしたコーポレート・ガバナンスシステムを採用している場合、日本の会社法には、独立取締役についての規定はありません。経営者及び会計監査人を監視する業務は、経営者と分離した立場にある監査役にゆだねられます。</p> <p>また、当社を含む監査役会制度を採用する日本の大会社は、日本の会社法の規定にもとづく追加的な独立性要件を満たした少なくとも半数以上の“社外”監査役の設置を義務付けられています。“社外”監査役の定義は、就任以前に当社及び子会社の取締役、支配人又はその他の使用人となつたことがない監査役となっています。</p> <p>2011年6月28日現在、当社には5名の監査役がおり、そのうち3名が社外監査役です。</p> <p>日本の会社法の規定に基づく独立性要件に加えて、日本の証券取引所の規則により、2010年3月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会日の翌日より、当社の社外取締役又は社外監査役のうち少なくとも1名は、追加的な独立性基準を満たすことが義務づけられています。</p>
同証券取引所上場の米国企業は、3名以上の独立取締役だけから構成される監査委員会を置かなければなりません。	<p>当社は前述のとおり監査役会制度を採用しています。この制度のもとでは、監査役会は、取締役会から法律的に分離独立した組織です。監査役会の主な機能は、米国における監査委員会の委員を含む独立取締役の機能と同様のものであり、当社株主のために、取締役の業務執行を監視し、また、会計監査人の監査方法、監査報告を検討して意見を述べます。</p> <p>当社を含む監査役会設置会社である日本の大会社では、最低3名の監査役を置く義務があります。2011年6月28日現在、当社には5名の監査役が就任しています。監査役の任期は4年です。一方、当社取締役の任期は2年です。</p> <p>上場企業の監査委員会に関する米国1934年証券取引法ルール10A-3上、一定の要件を満たした監査役会を有する外国企業は、同規則の適用を免除されますが、当社は、かかる免除規定の適用を受けています。</p>
同証券取引所上場の米国企業は、独立取締役だけから構成される推薦委員会／コーポレート・ガバナンス委員会を置かなければなりません。	<p>当社取締役は、株主総会によって選任されます。また、取締役会は、その欠員を自ら補充する権限を有しません。当社監査役もまた、株主総会によって選任されます。監査役選任議案は取締役会が提案しますが、監査役会による同意が必要です。監査役会は、当社取締役が監査役選任議案を株主総会に提出することを要請する決議を行うことができます。監査役は、株主総会において、監査役選任議案について意見を述べる権利があります。</p>
同証券取引所上場の米国企業は、独立取締役だけから構成される報酬委員会を置かなければなりません。	<p>当社取締役に対する報酬総額及び監査役に対する報酬総額は、株主総会に提案され決議にかけられます。この報酬総額に関する提案が株主総会において承認されると、取締役会及び監査役会は、それぞれのメンバーに報酬を配分します。</p>
同証券取引所上場の米国企業は、一般に株式による報酬支払制度について、株主の承認を得なければなりません。	<p>当社を含む日本の企業では、新株予約権が役員等に対するストックオプション目的で発行されることがあります。ストックオプション目的の場合には、通常、特に有利な条件での新株予約権の発行に該当する為、日本の会社法の規定に基づき、株主総会での承認事項となります。当社によるストックオプション目的の新株予約権の発行に関しても、株主総会での承認を受けております。</p>